

遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（カルタヘナ法）に係る申請案件の検討状況について （平成17年7～9月分）

平成17年10月18日
農林水産技術会議事務局
技術安全課

○ 農林水産技術会議の意見を送付した案件について（報告）

平成17年7～9月においては、下表のとおり、第一種使用規程9件について学識経験者から意見の提出があり、農林水産技術会議としてもこれらの意見は適切である旨意見を付して、消費・安全局長に送付した。

〈第一種使用規程〉

申請案件	第一種使用等の内容	検討会開催日	学識経験者からの意見	意見送付月日
【日本モンサント（株）】 除草剤グリホサート耐性トウモロコシ（GA21）	食用又は飼料用に供するための使用、栽培、加工、保管、運搬及び廃棄並びにこれらに付随する行為	〔平成16年 9月24日 平成17年 6月6日 6月20日 7月21日〕	「生物多様性影響の生ずるおそれはないとした生物多様性影響評価書の結論は妥当」	平成17年 7月26日
【デュポン（株）】 除草剤グルホシネート耐性及びチョウ目害虫抵抗性トウモロコシ（T25×MON810）	食用又は飼料用に供するための使用、栽培、加工、保管、運搬及び廃棄並びにこれらに付随する行為	〔平成17年 5月12日 6月6日 6月20日 7月21日〕		
【日本モンサント（株）】 除草剤グリホサート耐性及びチョウ目害虫抵抗性トウモロコシ（GA21×MON810）	食用又は飼料用に供するための使用、栽培、加工、保管、運搬及び廃棄並びにこれらに付随する行為	〔平成17年 6月20日 7月1日 7月21日〕		
【デュポン（株）】 チョウ目害虫抵抗性及びコウチュウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ（1507×59122）	食用又は飼料用に供するための使用、栽培、加工、保管、運搬及び廃棄並びにこれらに付随する行為	〔平成17年 6月20日 7月1日 7月21日〕		
【バイエルクロップサイエンス（株）】 除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ（T14）	食用又は飼料用に供するための使用、加工、保管、運搬及び廃棄並びにこれらに付随する行為	〔平成16年 10月15日 平成17年 6月20日 7月15日 9月5日〕		
【日本モンサント（株）】 除草剤グリホサート耐性及びコウチュウ目及びチョウ目害虫抵抗性トウモロコシ（MON88017×MON810）	食用又は飼料用に供するための使用、栽培、加工、保管、運搬及び廃棄並びにこれらに付随する行為	〔平成16年 11月5日 平成17年 7月15日 8月10日 9月5日〕		

第一種使用規程の意見送付状況

平成17年9月30日現在

作物名	意見送付数	承認件数		経過措置	
		うち栽培	うち隔離圃場等 (使用期限終了)		うち栽培
アルファルファ	3				
イネ	20	18 (4)		18 (4)	
カーネーション	5	5	5		
ダイズ	1	1	1		3
テンサイ	1	1		1	
トウモロコシ	25	13 (1)	10	3 (1)	10
セイヨウナタネ					10
パパイヤ					1
ベントグラス	1	1		1	
ワタ	10	7 (1)		1 (1)	
合計	66	46 (6)	16	24 (6)	24

注)「隔離圃場等」には隔離圃場における栽培の他、一般圃場であるが、栽培場所を限定した承認も含む。また、()内は使用期限が終了しているもので内数である。

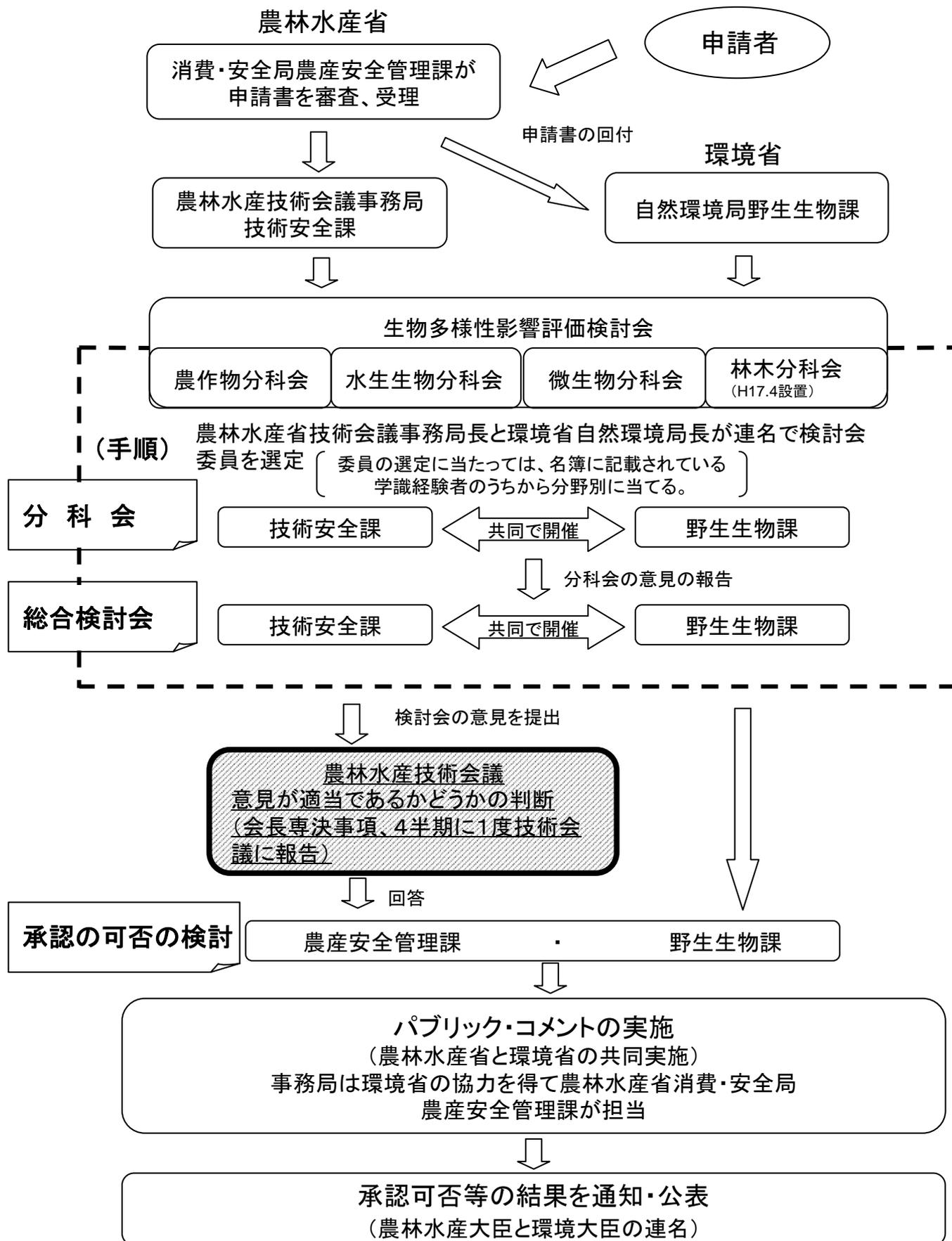
第二種使用規程の意見送付状況

平成17年9月30日現在

動物名	意見送付数	確認件数
マウス	8	8
ラット	1	1
合計	9	9

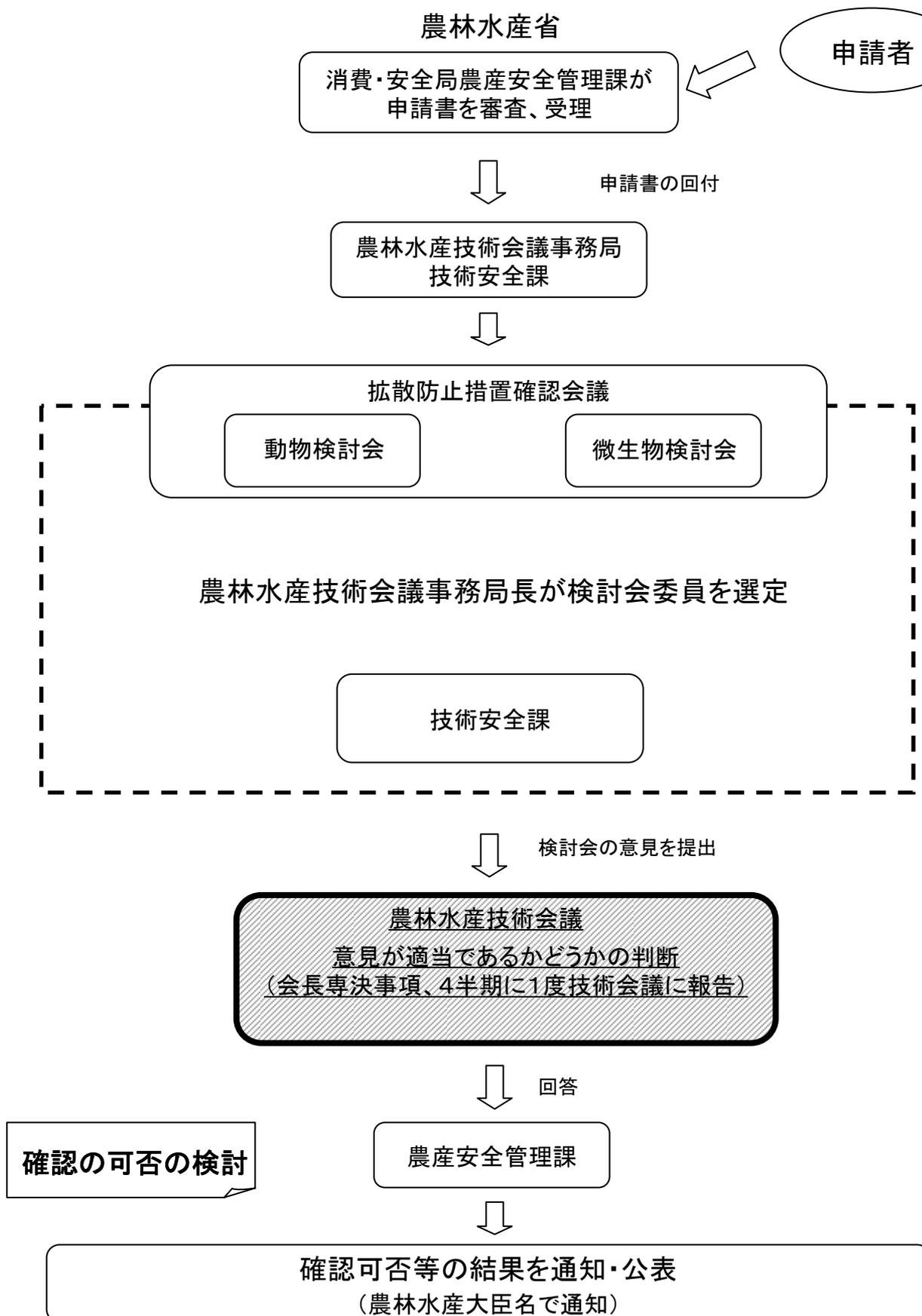
(参考1)

第1種使用等の場合の承認手続き(第1種使用規程の承認)

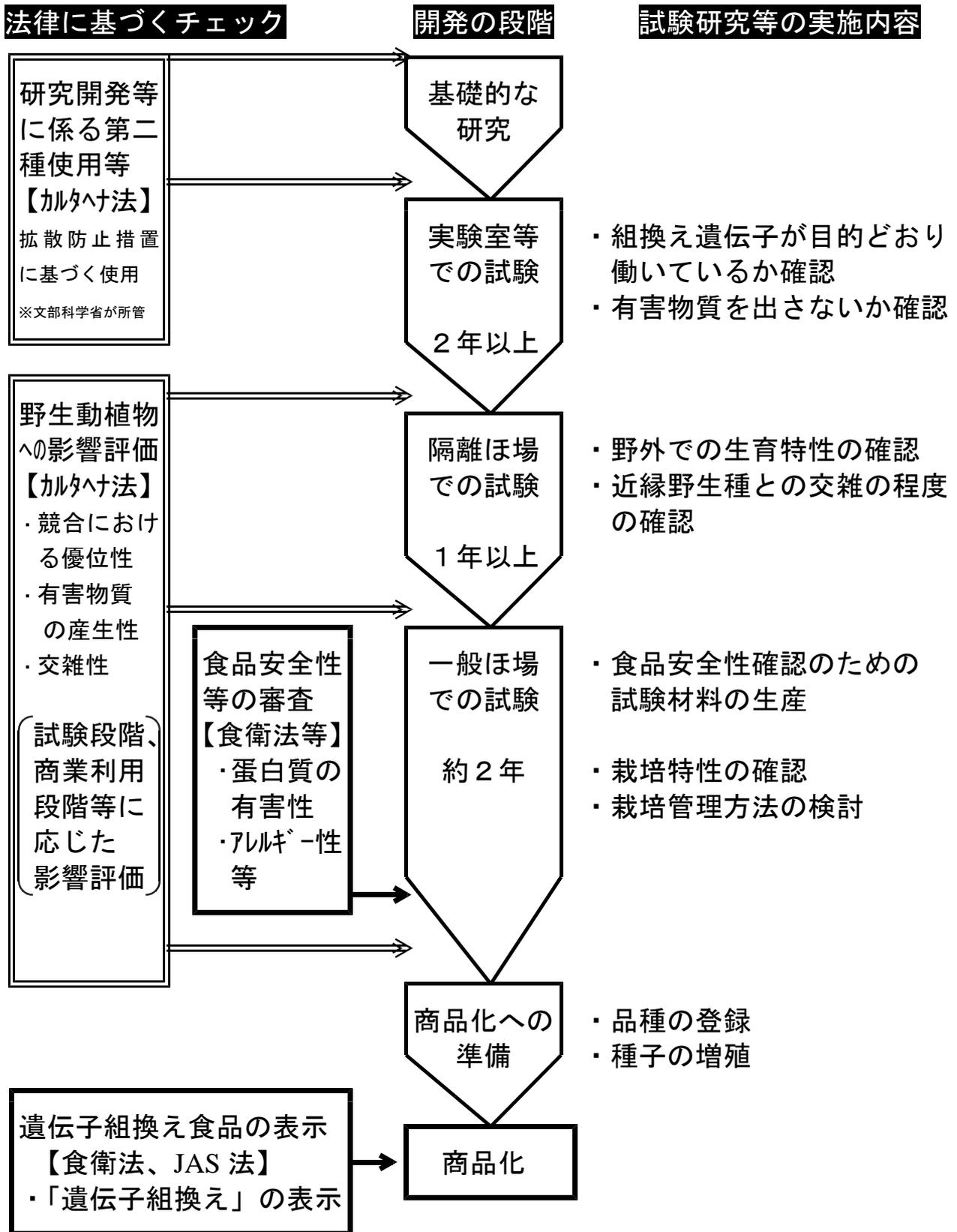


(参考2)

第2種使用等の場合の確認手続き(拡散防止措置の確認)



遺伝子組換え農作物の開発から商品化までの流れ



カルタヘナ法に基づく承認件数と食品 安全性の審査手続きを経た件数の比較

平成17年9月30日現在

作物名	カルタヘナ法			食品安全性	備 考
	隔離ほ場等	商業利用	経過措置		
イ ネ	18				
カーネーション		5		/	食品ではない
ジャガイモ				8	植物防疫上LMOでの輸入は不可。
ダイズ		1	3	4	
テンサイ	1			3	現時点では、砂糖での輸入に限られ、LMOでの輸入はなし。
トウモロコシ	3	10	10 ^{注1}	19	食品安全性審査中のもの等あり。
セイヨウナタネ			10 ^{注2}	15	
パパイヤ			1		食品安全性は審査中。
ベントグラス	1			/	食品ではない。
ワ タ	1	6		14	綿実油又は油かすでの輸入に限られ、LMOでの輸入のないものがある。
合 計	24	22	24	63	

注1、注2) カルタヘナ法では、遺伝子組換え技術によって得られた核酸の複製物の同定等によって互いに識別することが困難な遺伝子組換え生物であって、それらの生理学的及び生態学的特性の幅を考慮して、まとめて生物多様性影響の評価を行うことが可能なものについては、一括して申請することとしており、トウモロコシの経過措置の10件(注1)は、食品安全性の審査の申請単位でいえば11件に、セイヨウナタネの経過措置10件(注2)は同15件となる。